

第52回 青梅市公共交通協議会

報告・協議資料

目次

区分	項目	資料の骨子	ページ
報告事項	1. 前々回と前回協議会の振り返り	-	2
	2. 鉄道と路線バスのサービス圏外の状況調査	・駅から700mまたはバス停から300m圏外のうち人口密度が40人/haの主な地区の人口、道路状況を調査	3
協議事項	1. 河辺町1～3丁目地区におけるグリーンスローモビリティ実証運行計画(案)	・10・11月の実証運行の概要(運行期間、ルート等) ・調査(利用状況、利用者アンケート、地域住民アンケート) ・詳細は別紙参照	19
	2. マイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進(案)	・デジタル活用による運行サービス向上のための、高齢者等の免許返納の誘導と外出促進施策案	22
	3. 青梅産業観光まつりへの出展	・モビリティ・マネジメントの一環として、令和6年11月3日に開催予定の第57回青梅産業観光まつりへの出展	27

報告事項

1. 前々回と前回協議会の振り返り

○ 前々回の第50回協議会は、令和6年3月29日(金)午前10時に開催されました。

第50回青梅市公共交通協議会資料の主な項目と協議概要など

主な項目	協議概要など
公共交通ガイドの更新	・JR青梅線青梅駅以西の主要駅および西東京バス御10系統の時刻を新規掲載し、利便性を向上させた。
各交通事業者からの報告	・サイクルバスの実証運行を開始 ・暫定運賃の終了について ・土曜ダイヤの休止(日曜・祝日ダイヤに変更) ・マイレール意識醸成の取組みにかかる報告 ・青梅鉄道公園のリニューアルについて ○ 主な意見は以下のとおりです。 ・鉄道公園への徒歩での来訪について、坂道の勾配が急である。今後、協議会でも移動手段について検討したい。
河辺町1丁目～3丁目グリーンスローモビリティ実証運行にかかるアンケートの結果と、今後の予定	○ 主な意見は以下のとおりです。 ・福祉的な効果を試算する必要があるのでは ・NPOなど、今後の運行にかかる事業主体の選択について ・既存の交通事業者がどう影響を受けたのか検証すべき ・既存の公共交通事業者が運行するということになるのであれば、運転手の確保が難しいのでは ・地域でこのまちをどうしていくかという機運を高めることも重要

○ 前回の第51回協議会は、令和6年5月20日(月)に書面にて開催され、令和5年度青梅市公共交通協議会決算および事業報告について協議のうえ、承認されました。

2. 鉄道と路線バスのサービス圏外の状況調査

2 - 1 調査の概要

(1) 背景

- 青梅市地域公共交通計画では、駅から700mまたはバス停から300m圏外を「鉄道とバスのサービス圏外(以下「サービス圏外」とします。)」と定義付けております。このうち、このうち人口密度が40人/ha以上の主な地区(以下の ~)について、その解消を進めることとしています。

駒木町2丁目・長淵8丁目

長淵5丁目

今寺1・2丁目

今寺4丁目

師岡町2丁目

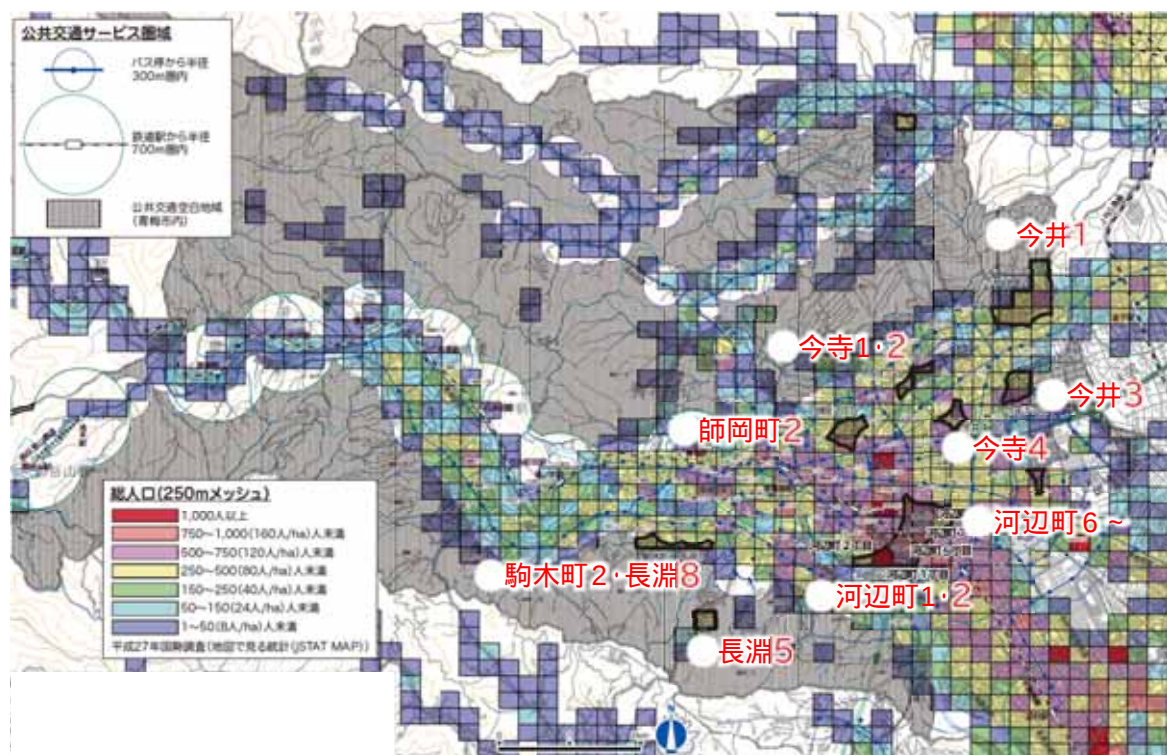
河辺町1・2丁目

河辺町6～8丁目

今井1丁目

今井3丁目

サービス圏外のうち人口密度が40人/ha以上の主な地区



出典：青梅市地域公共交通計画

(2) サービス圏外の解消のための公共交通施策

- また、青梅市地域公共交通計画における、サービス圏外の解消のための公共交通施策は以下のとおりです。

鉄道と路線バスのサービス圏外の解消のための公共交通施策

【目的】

- ・鉄道と路線バスのサービス圏外の解消を進めます。

【施策内容 / 主な実施主体】

鉄道と路線バスのサービス圏外のうち人口密度が40人 / ha以上の主な地区(9地区)を対象に、一定の需要があることなどを条件として、新たな公共交通の導入 / 地元組織、交通事業者、青梅市

【スケジュール】

令和4年度までの検討を踏まえ令和5・6年度に河辺町1～3丁目地区でグリーンスローモビリティ*の実証運行等、令和7年度以降に本格運行

出典：青梅市地域公共交通計画

(3) 河辺町1・2丁目地区以外での調査実施の目的

- 河辺町1・2丁目地区では既に、地元自治会等を交えた実証運行が進んでおり、これをモデルとして他地区に展開できる素地が整いつつあることから、残る8地区について需要がどの程度あるかなどの状況を調査します。
- 今回の調査は以下の2点です。
 - ・人口(規模、高齢化率) ただし町丁目単位
 - ・道路状況(近くの駅・バス停までの想定される経路、白線の内側が4.3m以上の道路)

2 - 2 人口と道路状況の調査の実施

人口は、町丁目単位であり、住民基本台帳による令和6年1月1日現在のものです。

(1) 人口規模

- 最も人口規模が大きいのは 河辺町6～8丁目であり、総数は約4,500人、老年人口(65歳以上)は約1,500人です。
- 次いで大きいのは 今井1丁目であり、総数は約2,900人、老年人口(65歳以上)は約1,100人です。

地区別の年齢階層別人口

単位:人	総数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口(65 歳以上)	老年人口(75 歳以上)
駒木町2丁目・長淵8丁目	1,265	93	661	511	286
長淵5丁目	1,031	98	588	345	235
今寺1・2丁目	2,101	464	1,281	356	168
今寺4丁目	1,434	165	930	339	177
師岡町2丁目	1,733	199	980	554	257
(参考) 河辺町1・2丁目	2,230	141	1,363	726	279
河辺町6～8丁目	4,534	375	2,579	1,580	884
今井1丁目	2,892	274	1,557	1,061	629
今井3丁目	1,790	185	1,005	600	358

うち総数と老年人口(65歳以上)



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

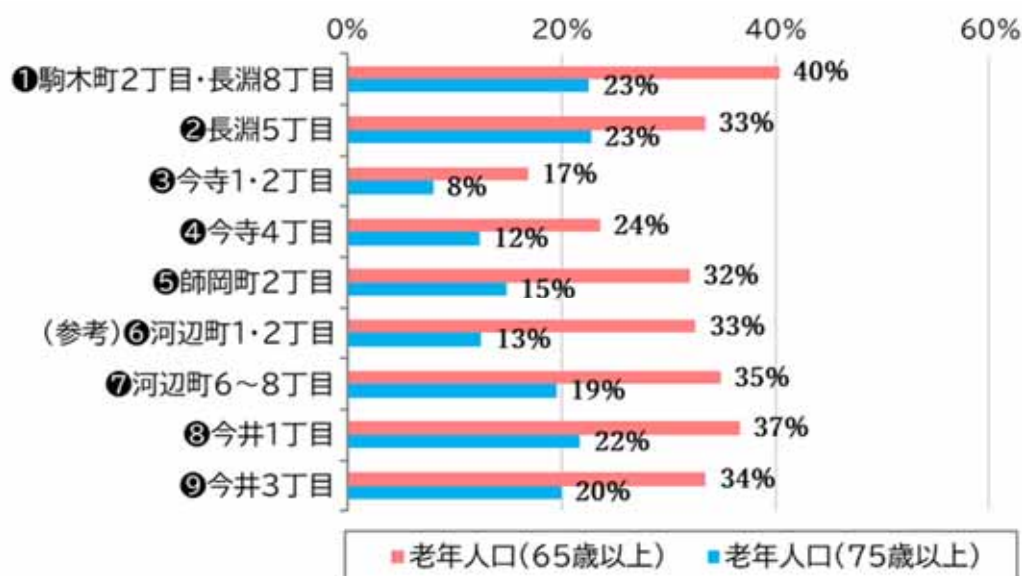
(2) 高齢化率

- 最も高齢化率が高いのは 駒木町2丁目・長淵8丁目であり、65歳以上で40%、75歳以上で23%です。
- 最も高齢化率が低いのは 今寺1・2丁目であり、年少人口が最も多い地区にもなっています。

地区別の高齢化率

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口(65 歳以上)	老年人口(75 歳以上)
駒木町2丁目・長淵8丁目	7%	52%	40%	23%
長淵5丁目	10%	57%	33%	23%
今寺1・2丁目	22%	61%	17%	8%
今寺4丁目	12%	65%	24%	12%
師岡町2丁目	11%	57%	32%	15%
(参考) 河辺町1・2丁目	6%	61%	33%	13%
河辺町6～8丁目	8%	57%	35%	19%
今井1丁目	9%	54%	37%	22%
今井3丁目	10%	56%	34%	20%

うち老年人口(65歳以上)と老年人口(75歳以上)の高齢化率



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

(3) 人口増減率

- 人口を平成27年と令和6年を比較した場合の増減率を示します。
- 総数の増減率が最も高いのは 今寺1・2丁目の24%であり、次いで高いのは 師岡町2丁目の6%です。
逆に総数の増減率が最も低いのは 駒木町2丁目・長淵8丁目の -15%であり、次いで低いのは 河辺町1・2丁目の -13%です。
- 老年人口(65歳以上)の増減率が最も高いのは 河辺町1・2丁目の58%であり、次いで高いのは 今寺4丁目の44%です。

地区別の人口増減率((令和6年値 - 平成27年値) / 平成27年値)

	総数	老年人口 (65歳以上)	老年人口 (75歳以上)
駒木町2丁目・長淵8丁目	-15%	9%	40%
長淵5丁目	-7%	6%	39%
今寺1・2丁目	24%	26%	62%
今寺4丁目	-1%	44%	111%
師岡町2丁目	6%	34%	60%
(参考) 河辺町1・2丁目	-13%	58%	75%
河辺町6～8丁目	-8%	17%	87%
今井1丁目	-2%	23%	66%
今井3丁目	-10%	10%	85%

うち総数と老年人口(65歳以上)の増減率



出典：住民基本台帳(平成27年1月1日と令和6年1月1日)

(4) 最寄りの路線バスの停留所までの道路ネットワーク

- 各地区から、最寄りの路線バスの停留所までの道路ネットワークを調査します。
- 対象とする道路は公道(市道)です。

(5) 道路幅員状況

- 道路幅員状況は、道路交通における一般的な公共交通車両の車幅と、車両制限令()による必要な車道幅の関係を踏まえ、ワイドボディのワゴン車が走行可能かどうかの視点から調査します。
- 白線の内側の幅員が4.3m以上の道路を抽出します。

車両制限令：道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを規定した政令

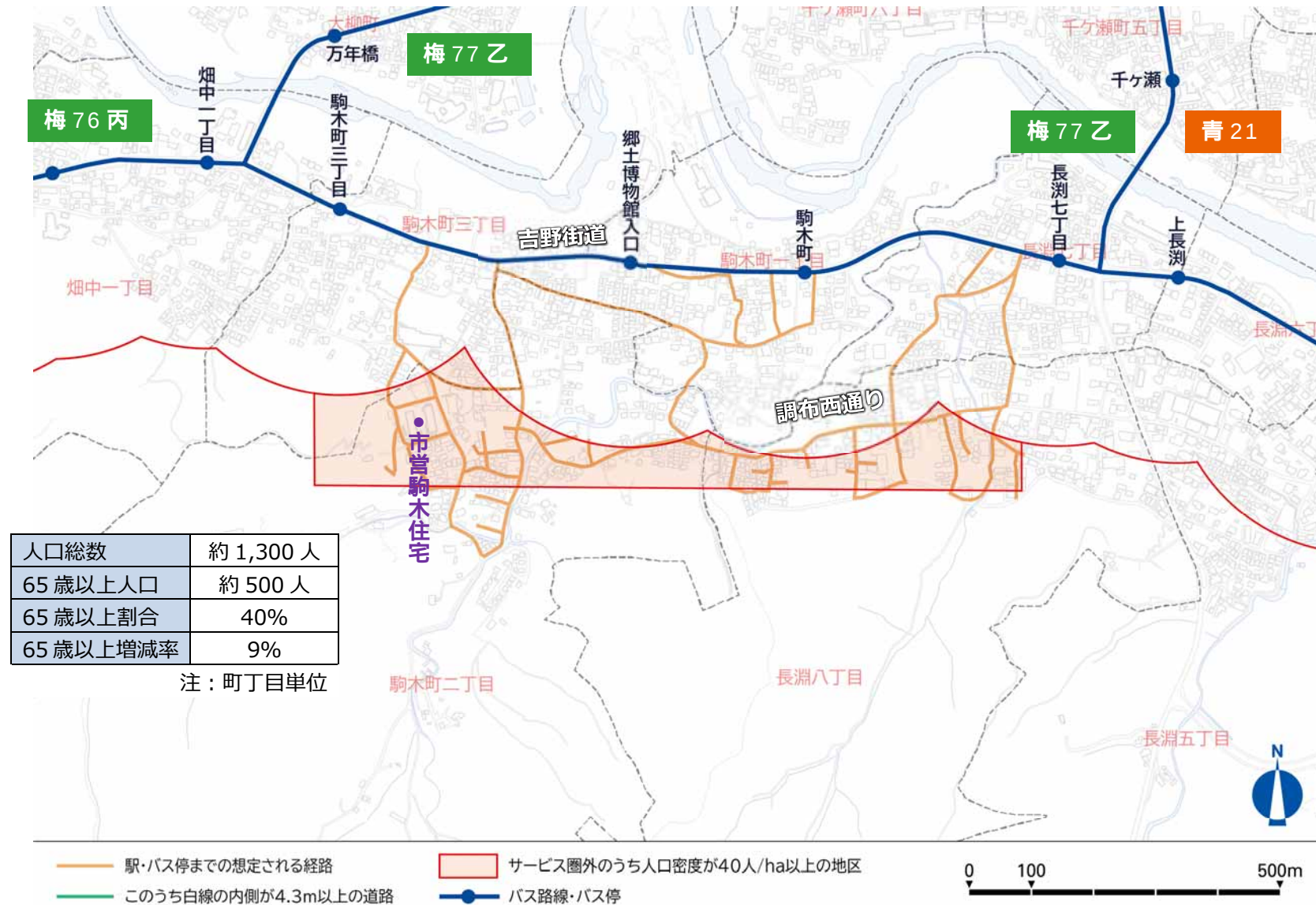
道路交通における一般的な公共交通車両の車幅と、車両制限令による必要な車道幅員の関係

区分	ワゴンタイプ	ユニバーサルデザイン タクシー	グリーンスロー モビリティ
車両名の例	トヨタハイエース ワイドボディ	トヨタ JPN TAXI (ジャパントクシー)	AR-07
乗車定員(概略)	12人乗り	5人乗り	7人乗り
車両幅	1.880m	1.695m	1.330m
最低車道 (白線の内側)幅員	4.260m	3.890m	3.160m
一方向通行の 道路(※)	2.380m	2.195m	1.830m

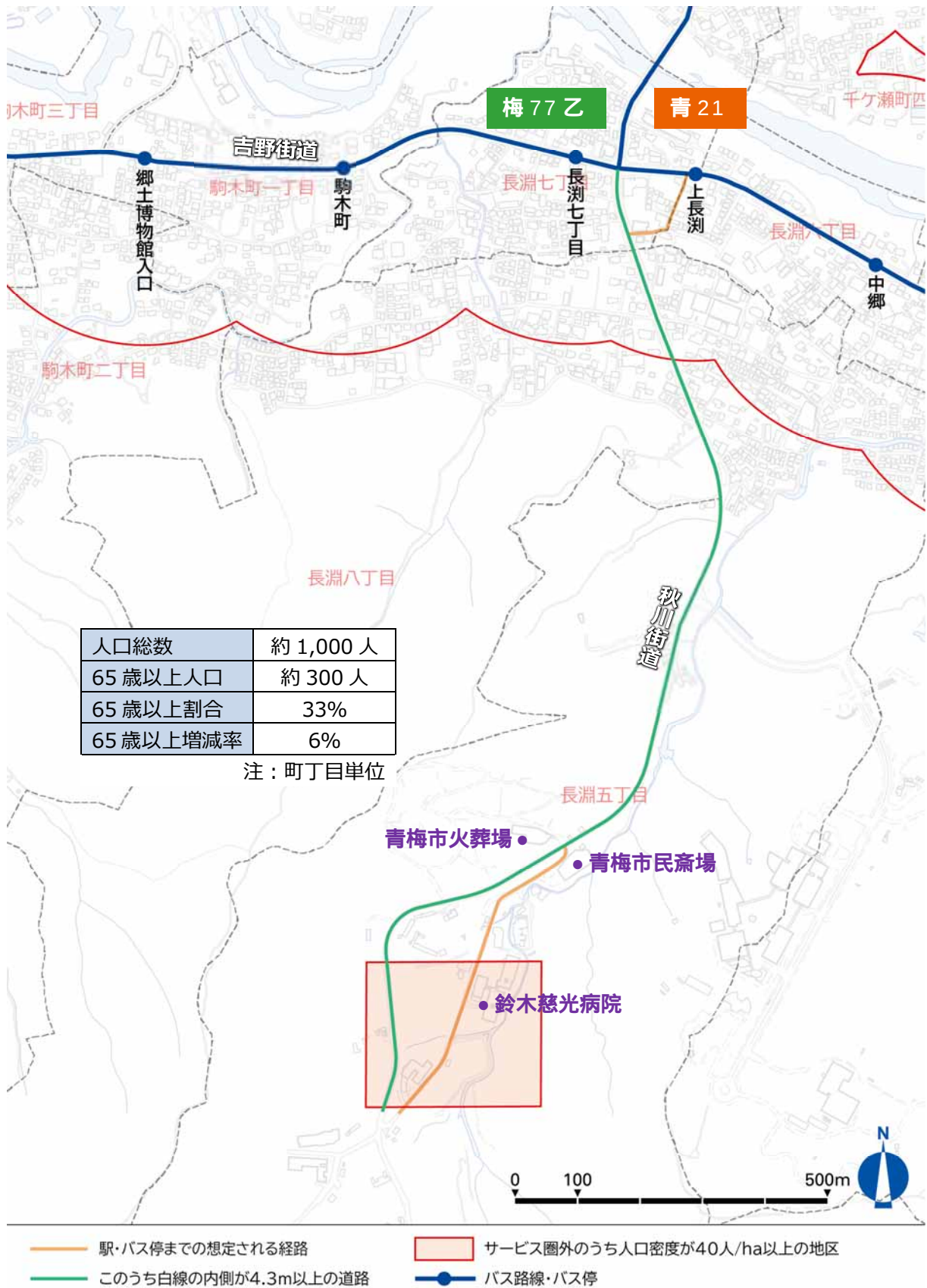
道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定した道路も含む

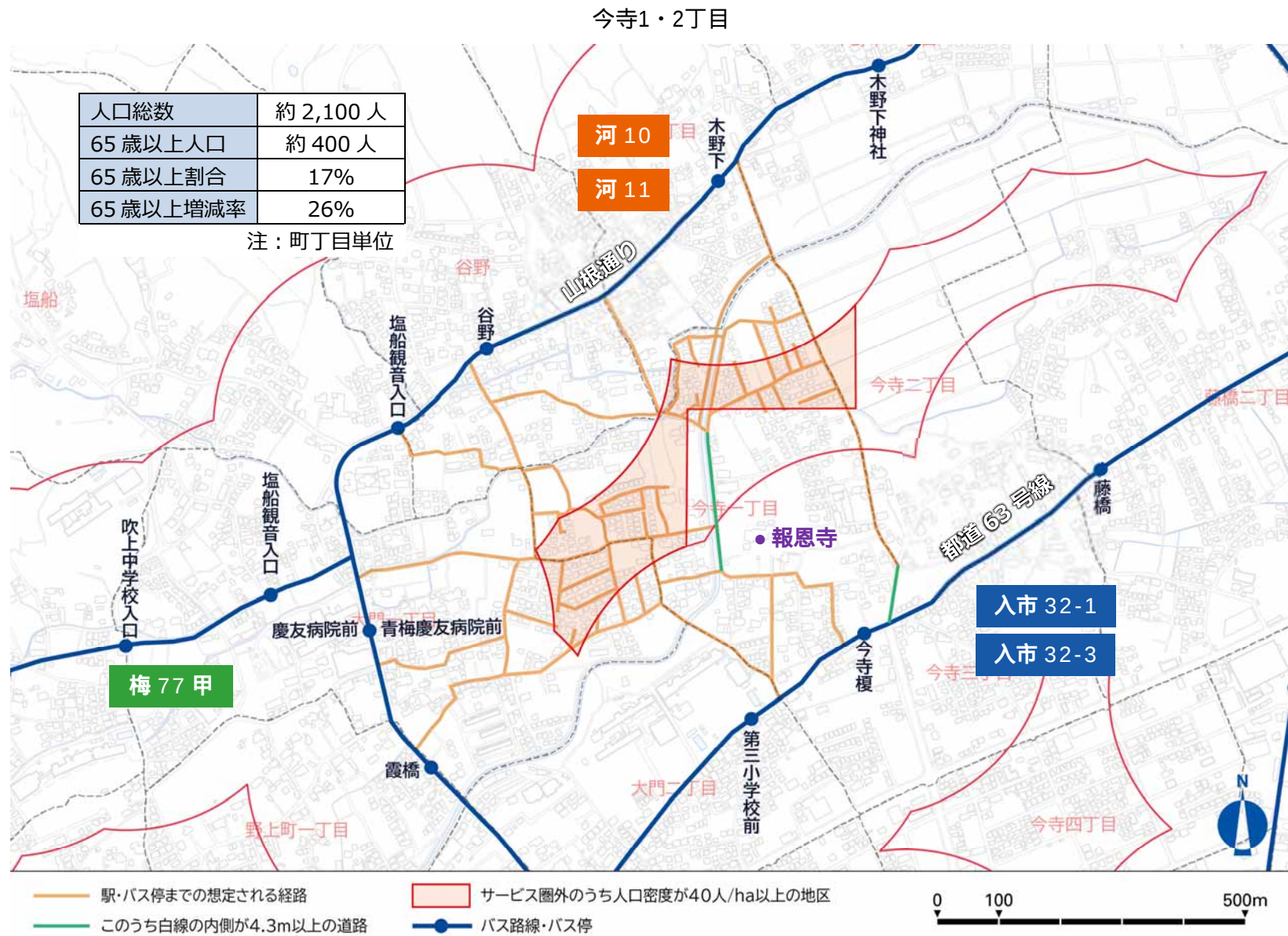
- (1)～(5)の結果を次ページ以降に示します。

駒木町2丁目・長淵8丁目

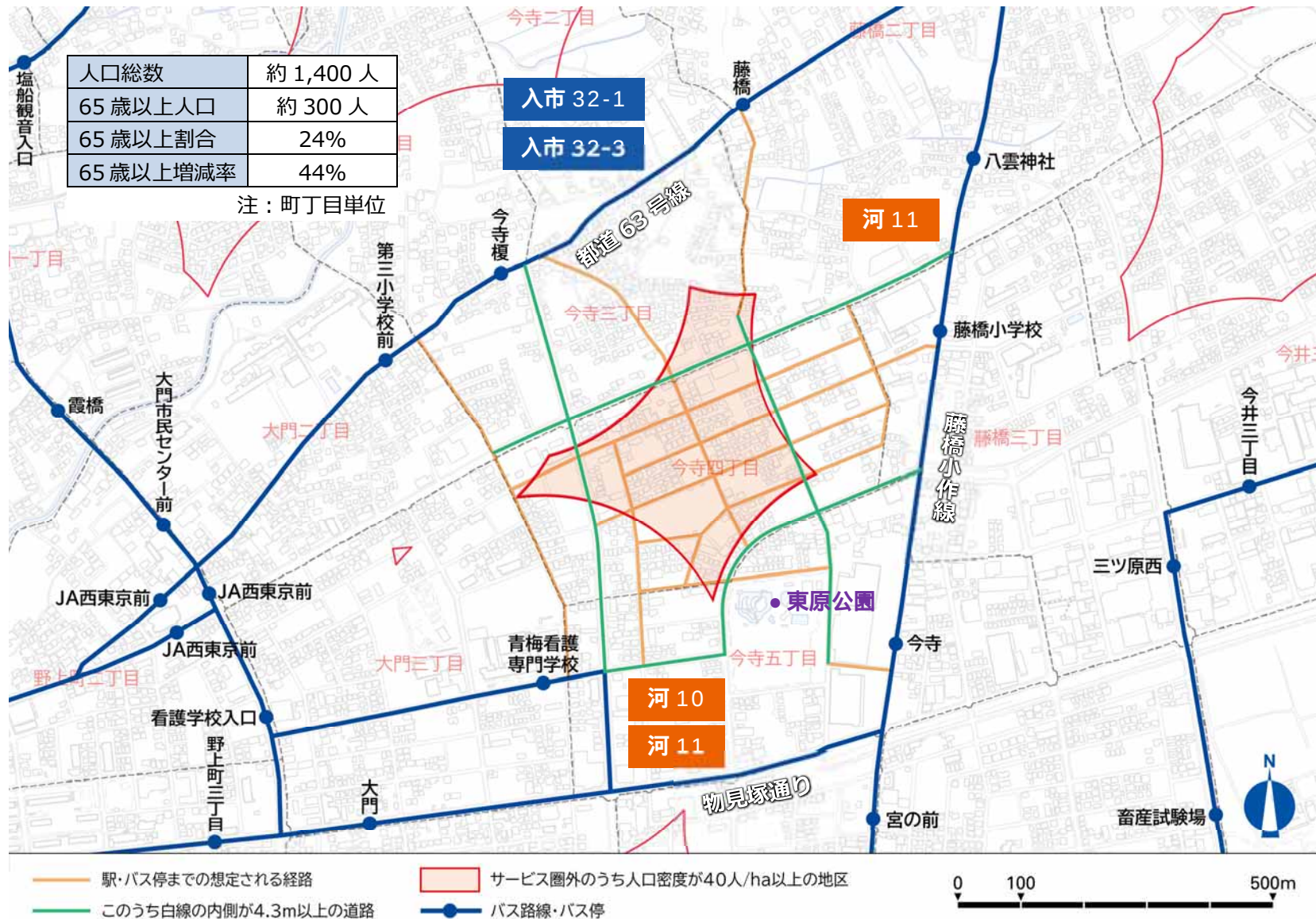


長淵5丁目

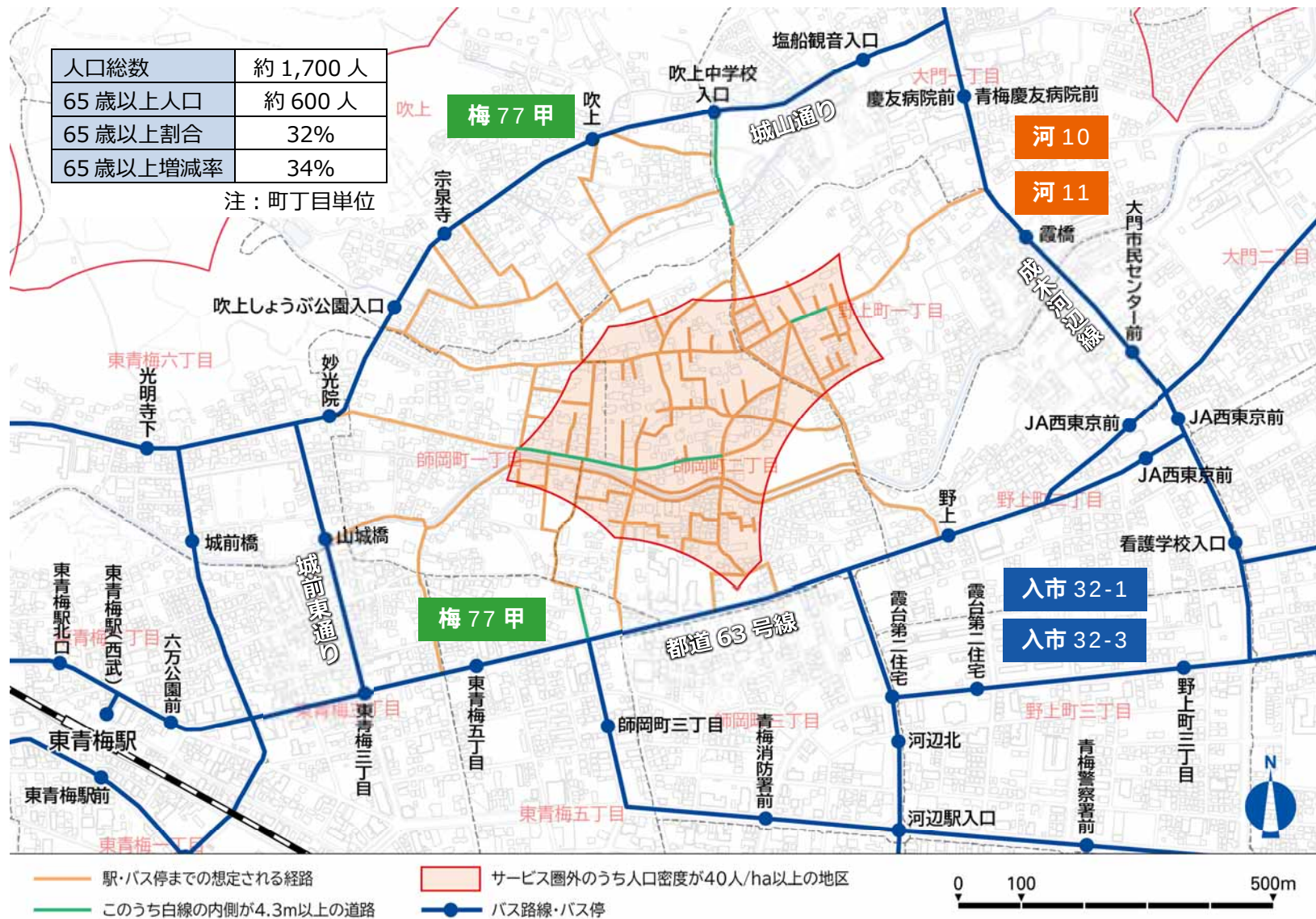




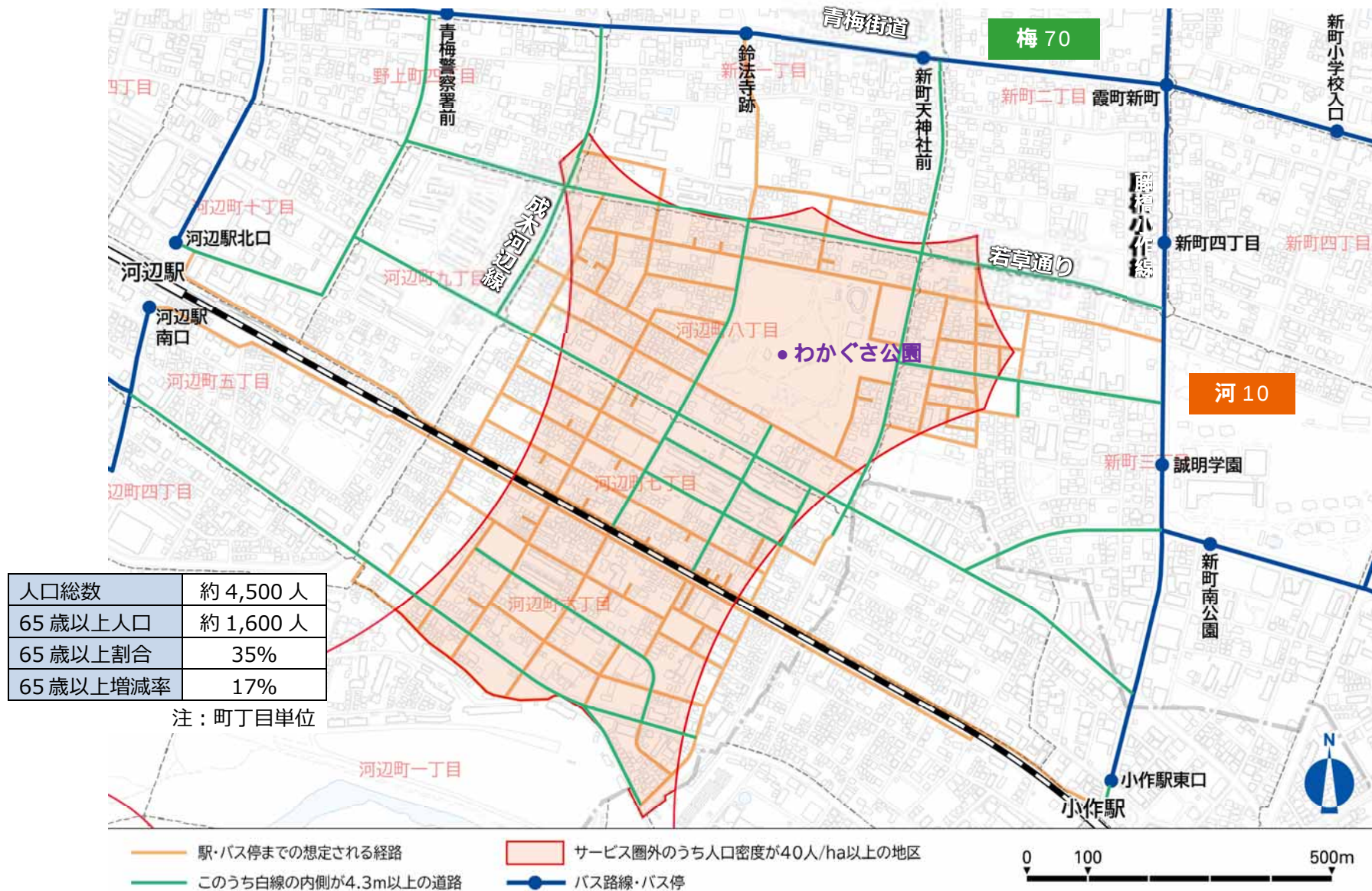
今寺4丁目



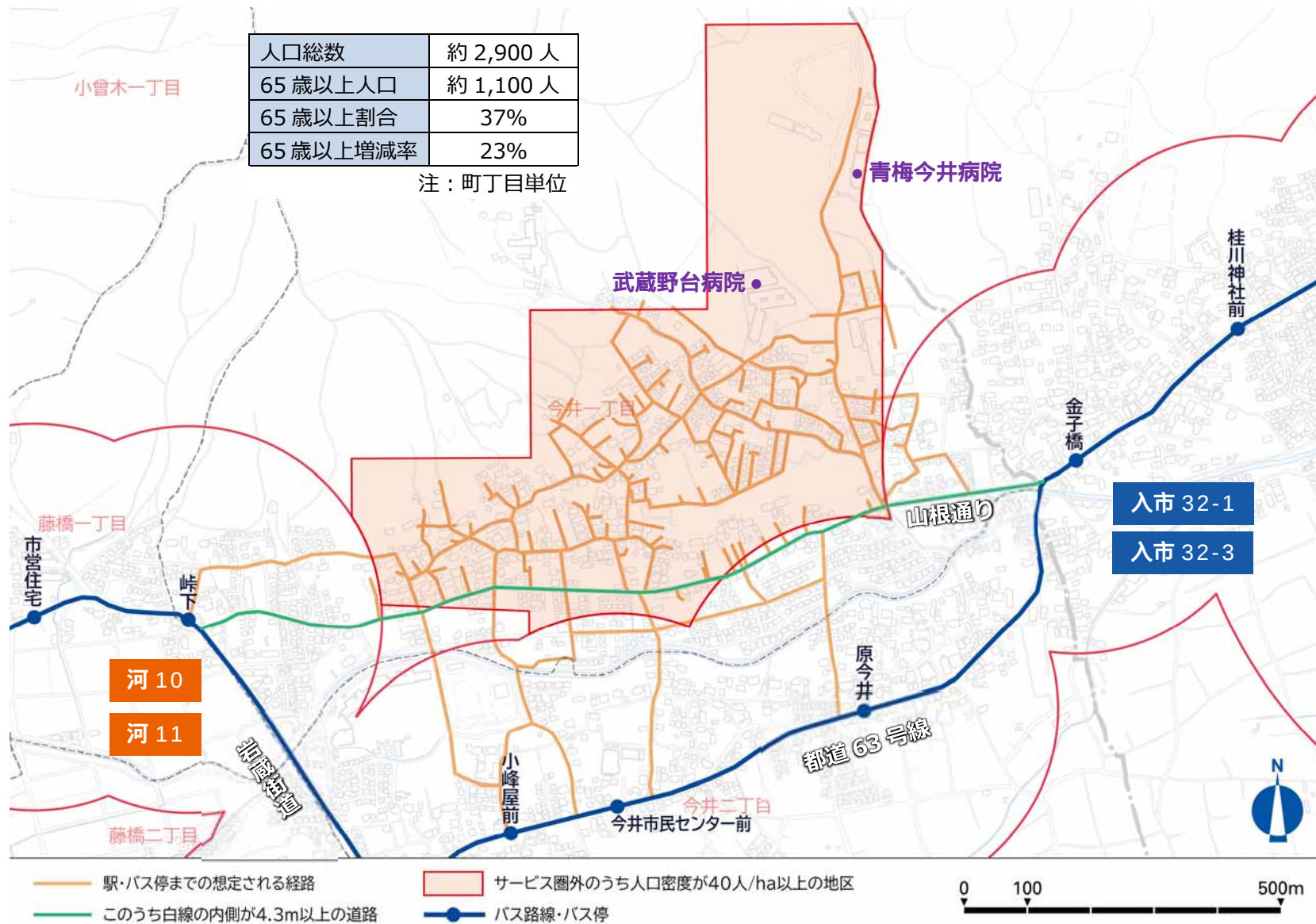
師岡町 2 丁目



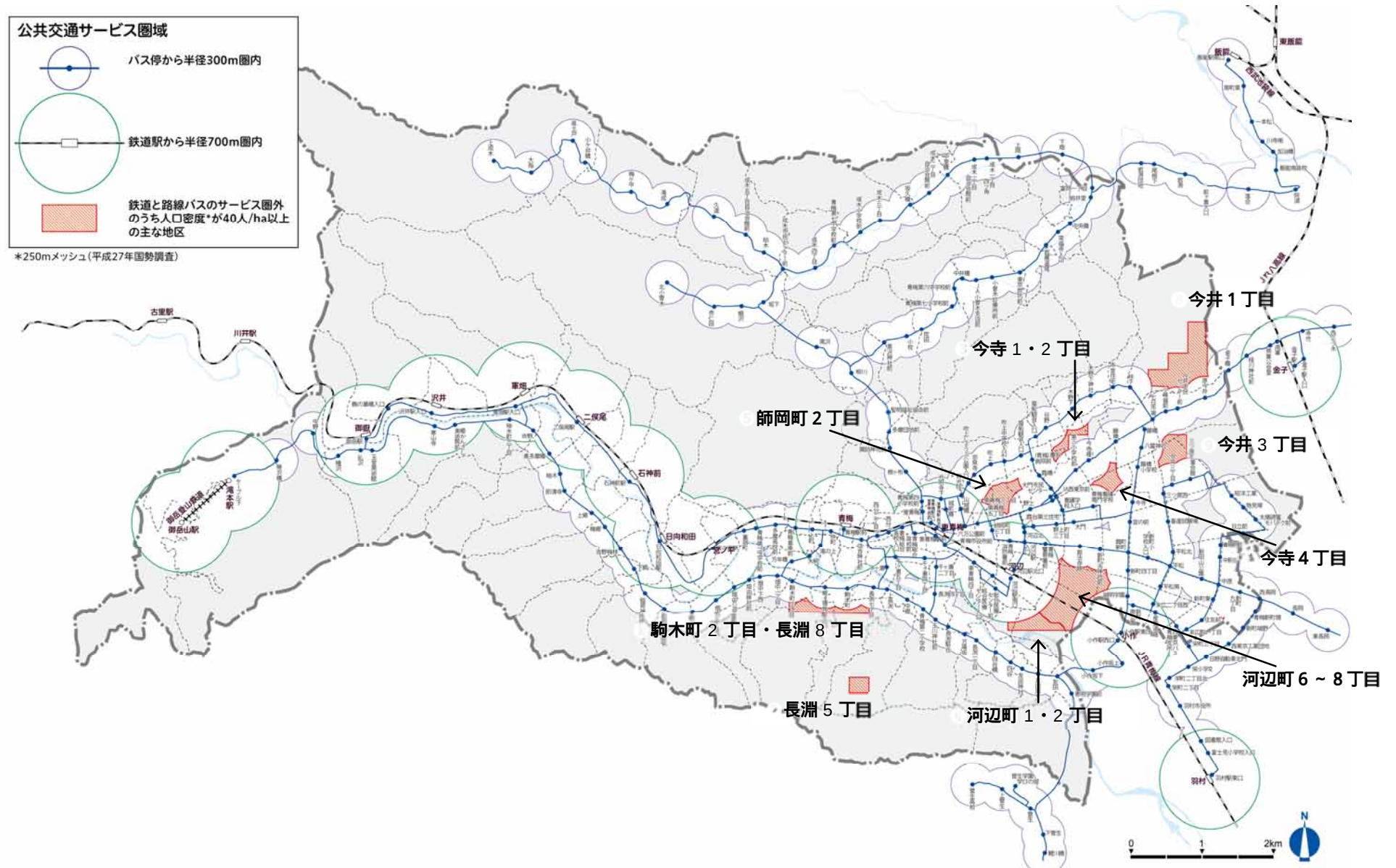
河辺町 6 ～ 8 丁目



今井1丁目



市内における各地区の位置関係



2 - 3 まとめ

- 2-2の結果について以下のとおりまとめます。
 - ・ 6年1月1日現在の市の人口は129,468人で、サービス圏外として掲げた9地区の人口合計は19,010人、割合は約14.7%です。
 - ・ サービス圏外の中で、人口が最も多いのは 河辺町6～8丁目です。次いで 今井1丁目、 河辺町1・2丁目と続きます。
 - ・ 平成27年と令和6年を比較した人口増減率について、 今寺1・2丁目、 師岡町2丁目以外の地区は人口が減少しています。
 - ・ 65歳以上を示す老年人口は全ての地区で増加しております。
 - ・ サービス圏外と駅やバス停をつなぐ道路、もしくはサービス圏外の道路において幅員が狭い地域として、 駒木町2丁目・長淵8丁目、 今寺1・2丁目、 師岡町2丁目、 河辺町1・2丁目が挙げられます。これらの地域では、新たな移動手段を導入する際に、道路幅員を考慮しなければならない場合があります。
 - ・ 今回の調査は、今後、サービス圏外解消に向けた動きを考える上で、参考とします。

サービス圏外のうち40人 / ha以上の主な地区の状況のまとめ

	人口規模 ・ 総数	高齢化率 ・ 65歳以上	人口増減率 ・ 総数	人口増減率 ・ 65歳以上	新たな移動手段を導入する際
①駒木町2 ・ 長淵8	約1,300人	40%	減少	増加	・ 道路幅員を考慮しなければならない場合がある
②長淵5	約1,000人	33%	減少	増加	
③今寺1・2	約2,100人	17%	増加	増加	・ 道路幅員を考慮しなければならない場合がある
④今寺4	約1,400人	24%	減少	増加	
⑤師岡町2	約1,700人	32%	増加	増加	・ 道路幅員を考慮しなければならない場合がある
(参考) ⑥河辺町1・2	約2,200人	33%	減少	増加	・ 道路幅員を考慮しなければならない場合がある
⑦河辺町6～8	約4,500人	35%	減少	増加	
⑧今井1	約2,900人	37%	減少	増加	
⑨今井3	約1,800人	34%	減少	増加	

協議事項

1. 河辺町1～3丁目地区におけるグリーンスローモビリティ

実証運行計画(案)

(1) これまでの経緯

年度		取組概要
令和4年度	1月29・30日	・試乗イベント
	1月31日	・地元向け試乗会
令和5年度	10月2日～11月30日	・実証運行(無料)
令和6年度	5月29日	・地元自治会(河辺町1～3丁目)と協議
	6月4日	・交通管理者(青梅警察署)と協議
	7月1日	・国土交通省関東運輸局東京運輸支局と協議
	7月8日、17日	・路線バス事業者と協議

(2) 令和6年度グリーンスローモビリティ実証運行計画(案)

○別紙を参照

(3) 各団体との協議状況について

月日	協議団体名	協議概要
5月29日	地元自治会(河辺町1～3丁目)	グリスロ実証運行(別紙)に係る協議を中心に、 協議日時点の内容をもとに協議
6月4日	交通管理者(青梅警察署)	
7月1日	国土交通省関東運輸局東京運輸支局	

- 地元自治会との協議では、主に下記のご意見をいただきました。(参考資料を参照)
 - ・いつも同じ時刻(パターンダイヤ)にしてほしい。
 - ・経路について、河辺駅より先に住友金属鉾山アリーナ青梅や下久保公園に停車した方が使いやすいそうである。
 - ・塀や柵に時刻などを掲示している停留所の場所について、わかりにくいところがあった。より見つけやすくして欲しい。
- 交通管理者との協議では、主に下記について共有しました。
 - ・今年度の実証運行の概要および昨年度からの変更点
 - ・停留所(案)について
- 国土交通省関東運輸局東京運輸支局との協議では、主に下記のご意見をいただきました。
 - ・本運行に移行した場合の収支状況について、説明できるようにしておきたい。
 - ・運行にかかるクロスセクター効果について、検証していただきたい。
 - ・乗務員の体調管理は留意されたい。
 - ・市民と交通事業者の両方の意見をうまく調整して進めてほしい。

(4) 実証運行にあわせた調査および分析

利用者数調査(全数)

- 以下の項目を想定し、乗務員に調査を依頼します。
 - ・便別停留所別に乗車数・降車数の記録
 - ・満車情報
 - ・エンクロージャー(車体左右に設置した雨除けの幕)の使用

利用者アンケート調査(協力者のみ)

- 利用者を対象に、以下の項目を想定した調査票および返信用封筒を車内で配布し、下車後記入していただきます(降車時など安全面を考慮したタイミングで、乗務員からアンケート協力を呼びかけていただくよう、依頼します)。また、回答はインターネットでも行えるように、二次元バーコードなどでURLをお知らせします。
- 昨年度と同様の仕様を基本とします。
 - ・あなたご自身(性別、住まい、年齢、世帯構成、職業、自動車運転免許の所持、普段自由に利用できる乗り物)
 - ・今回の利用状況(乗車停留所、降車停留所、当日の利用頻度(片道もしくは往復))
 - ・今回の利用目的(通勤、通院、買物など)
 - ・今回の利用で既存の公共交通の利用(追加)
 - ・今回の鉄道や路線バスとの乗り継ぎ時間
 - ・一週間あたりの利用頻度
 - ・実証運行が始まる前の交通手段
 - ・実証運行の改善点
 - ・運行ルート(理由を具体的に)
 - ・停留所の位置(理由を具体的に)
 - ・運行時間帯(理由を具体的に)
 - ・車内の快適さ(理由を具体的に)
 - ・実証運行による外出頻度の変化
 - ・本運行を見据えた料金設定および収受方法
 - ・より多くの人に利用してもらうための工夫
 - ・持続運行のため地域が主体となって取り組むこと
 - ・自由意見

地域住民アンケート調査

- アンケート内容については、今後本実証運行を支援していただいている東京都都市整備局都市基盤部交通企画課と協議します。

乗務員アンケート調査

- 実証運行終了後、京王自動車(株)に依頼します。

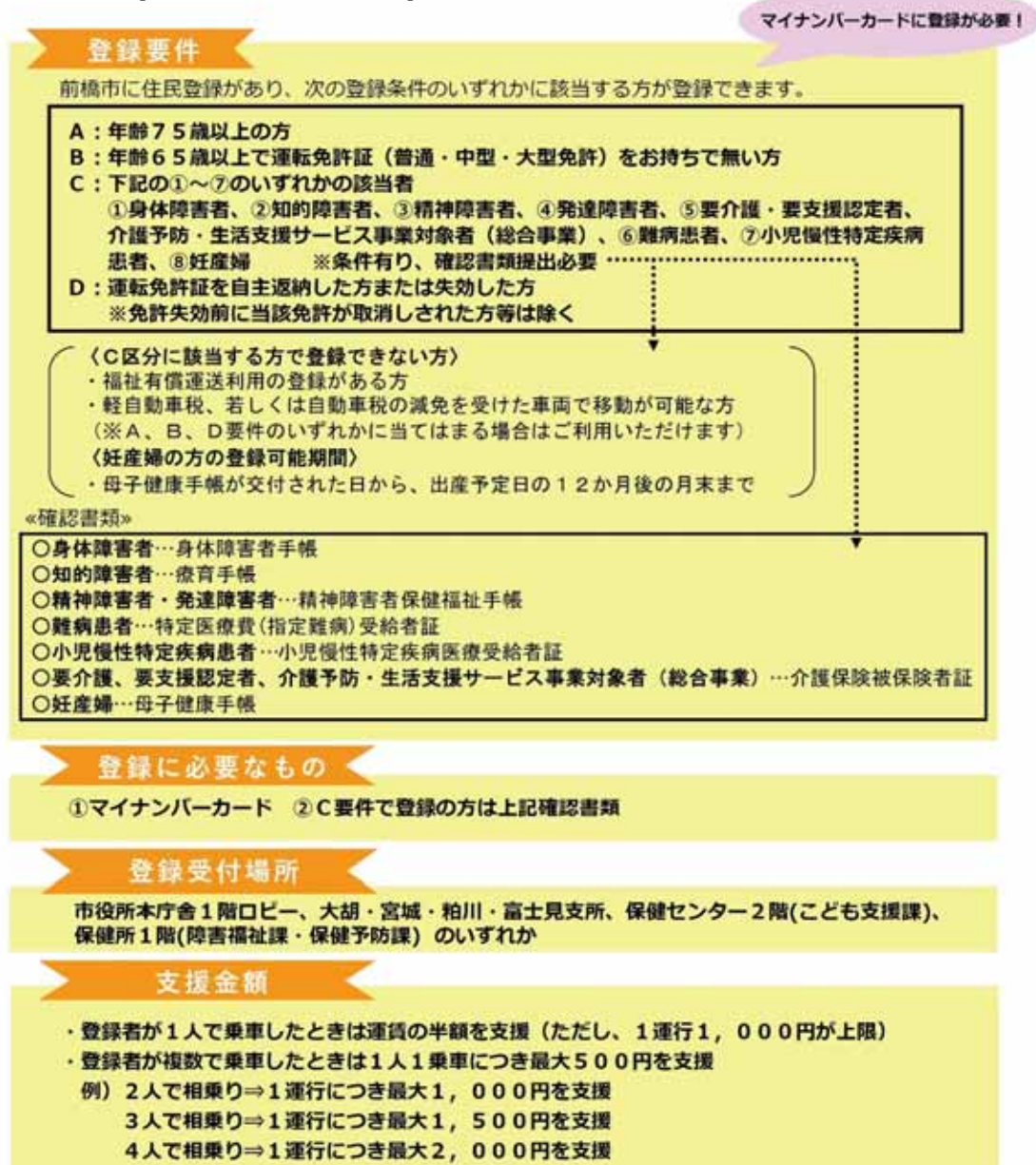
各調査結果の分析

- 東京都都市基盤部交通企画課が取りまとめて分析を行い、2月から3月にかけて行われる予定の公共交通協議会や住民説明会にて報告を行います。

2. マイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進(案)

- 目的 マイナンバーカード普及のため、かつ、高齢者等の免許返納の誘導と外出促進のため(地域公共交通計画(5) マイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進)
- モデルケース 群馬県前橋市(平成30年度から)、静岡県長泉町(令和4年度から)、群馬県伊勢崎市(令和6年度から(予定))
- スケジュール 令和6年度 システム設計・実証実験
令和7年度 本実施
- 役割 【市】システム設計、要綱等の整備、事業者への補助費支出等
【公共交通協議会】制度設計、事業者間の調整、周知等

(1) 利用方法(群馬県前橋市の事例)



出典：マイタクチャラシ(デマンド相乗りタクシー)/前橋市交通政策課

マイナンバーカードでのマイタク登録について



各窓口で登録申し込み
当日から利用可能



1 登録窓口

- ☐ 市役所 1 階(マイタク特設登録窓口)
- ☐ 大胡支所・宮城支所・粕川支所・富士見支所
- ☐ 保健センター 2 階(こども支援課)
- ☐ 保健所 1 階(障害福祉課・保健予防課)



2 受付時間

平日の午前8時45分から午後5時00分まで

3 持ち物

- ☐ マイナンバーカード

※ カードをお持ちでない方は取得する必要があります。
※ 75歳未満の方で、C条件（障害者、要介護者等）で登録の方は、確認書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、母子健康手帳）をお持ちください。

4 利用方法

事前に登録したマイナンバーカードを持ってタクシーに乗り、マイタクサービスをご利用いただきます。

マイタクの詳細について

○ 利用時間

午前7時から午後7時（土日祝を含め利用可能です。）

○ 利用回数

70回/年（4/1～3/31）（2回/日）

○ 運行エリア

前橋市全域/乗車地が降車地が前橋市内であれば対象となります。

○ 利用可能な会社

アサカタクシー、東洋タクシー、清水タクシー、赤城タクシー、敷島タクシー
ナガイタクシー、日本中央タクシー、新和タクシー、県都第一交通
一部の介護タクシー（対象の介護タクシー事業者はお問い合わせください）

○ その他割引との併用

福祉タクシー利用券やタクシー事業者が行っている障害者割引、免許返納者割引と併用可能です。
各種割引の詳細については、福祉タクシー利用券は障害福祉課へ、
障害者割引や免許返納者割引はタクシー事業者へお問い合わせください。



○マイタク制度に関するお問い合わせ：交通政策課（前橋市役所5階）

TEL 898-5844、898-6238

○マイナンバーカードの申請及び交付に関するお問い合わせ：市民課（前橋市役所1階）

TEL 898-6101

出典：マイタクチャリ（デマンド相乗りタクシー）/前橋市交通政策課

【令和6年度版】

マイナンバーカードでのマイタクの乗り方



その① タクシーを呼ぶ

下記のタクシー会社のいずれかに予約（市内の駅や病院に待機している下記会社の車両でも利用可能）



タクシー会社名（市外局番は027です）			
アサカタクシー	231-8181	敷島タクシー	231-1108
東洋タクシー	264-1266	ナガイタクシー	231-8123
清水タクシー	243-4343	日本中央タクシー	255-1112
赤城タクシー	283-2305	新和タクシー	251-3111
県都第一交通	251-4784		

※上記のタクシーの他に、一部の介護タクシーでもマイタクを利用できます。
詳細はお問い合わせください。

その② 乗車時にまずマイナンバーカードをタッチ！



タクシーに乗車したらはじめに、マイタクを使うことを運転手に伝え、タクシーの車載機に忘れずにマイナンバーカードをタッチしてください（降車時には利用できません）。また、タッチ後のキャンセルはできません。

※残りの利用回数は、タッチした際、画面に表示されるほか、音声でも案内されます。

その③ 運転手に行き先を伝える

普通のタクシーと同じように、運転手に行き先を伝えてください。あとは、目的地までらくらく移動。

その④ 目的地に着いたら精算

目的地に着いたら精算です。運転手が車載機で計算をするので、示された金額をお支払いください。手荷物やマイナンバーカードなど、忘れ物が無いかよく確認して、タクシーを降りてください。

その⑤ 翌年度分は自動で更新

翌年度分のマイタク利用回数は、翌年度の4月1日以降の最初にマイナンバーカードを車載機にタッチしたときに、自動で更新されます。

翌年度分は
自動更新！

（注意！）※前年度分の繰り越しはありません

出典：マイタクチラシ（デマンド相乗りタクシー）／前橋市交通政策課

(2) 現行のタクシー料金について（京王自動車㈱青梅営業所の例）

- 【 距離制運賃】+【 時間距離併用運賃】+【 迎車・予約料金】+【 障害者・遠距離割引】
- ・22時から午前5時までは深夜料金を適用します。
 - ・高速道路等の通行料、駐車料金は実費。
 - ・運賃、料金、障害者割引の適用条件はご乗車になる地域により異なります。

初乗り	1.091Kmあたり500円、以降233mごとに100円加算
時間距離併用運賃	時速10Km以下で走行した場合、1分25秒ごとに100円
電話等でご用命時	迎車料金1回400円(時間指定のお迎えは別途500円)
障害者割引	1割引 当該手帳を提示した場合に限ります。
遠距離割引	9,000円を超える金額について1割引
支払い方法	現金、GOアプリでの決済、QRコード決済、電子マネー、クレジットカード

(3) 市内の駅と鉄道と路線バスのサービス圏外周辺との移動を

タクシーを使った場合の概算金額

主な区間（市内鉄道駅～サービス圏外周辺）	概算料金
青梅駅～市営駒木住宅（駒木町2丁目）	1,200円
青梅駅～鈴木慈光病院（長淵5丁目）	1,500円
河辺駅～報恩寺（今寺1丁目）	1,300円
河辺駅～今寺4丁目運動広場	1,400円
河辺駅～師岡会館（師岡町2丁目）	600円
河辺駅～わかぐさ公園プール(河辺町8丁目)	900円
河辺駅～武蔵野台病院（今井1丁目）	2,400円
河辺駅～水窪公園（今井3丁目）	2,000円

「タクシーサイト(taxisite.com)」にて検索

上記で計算した金額は、各区域の距離制運賃制度に基づき上記記載のサイトにて独自に算出された物です。

(深夜料金加算、時間帯による通行禁止、一方通行等は考慮されておりません。)

(4) 運賃補助概要(案)

対象者

- A:高齢者 年齢75歳以上の方
- B:免許返納者 免許返納後、運転経歴証明書を所持している方
- C:妊産婦 母子健康手帳を確認の上、母子健康手帳発行日から出産予定日、
出産予定日から一定期間使用可能とする予定
- D:障がい者 登録要件等については、今後各所管部署と調整する予定

利用時間

午前7時(の乗車)から午後7時(の乗車)まで

- ・午前7時より前に乗車した場合は適用の対象外とします。
- ・午後7時より前に乗車し、午後7時以降引き続き乗車した場合は降車まで適用の対象とします。

回数

年度内50回かつ1日2回まで

補助額

- 1人で乗車の場合： 運賃の半額を補助(ただし、補助上限額1,000円)
- 登録者2人以上で乗車の場合： 1人あたり最大500円を補助
- 4人で相乗りの場合： 最大2,000円補助

補助額が運賃を超過した場合、差額の支給はありません。

支払い方法

現金、交通系ICカードなど事業者ごとに定める方法のみ適用とします。

利用者が登録したアプリなどにより、乗務員を介さずに支払いが完了した場合、助成を受けることはできません。

申込み

市役所5階交通政策課窓口

(マイナンバーカード、要件を確認する必要がある場合の書類を持参すること。)

(5) 実証実験について

- ・システム設計が完了した段階で、対象者(A:高齢者など)および登録地域を限定し(鉄道とバスのサービス圏外の地区がある支会など)、実証実験を行う予定です。なお、実証実験期間内の回数は年度内の回数50回とは別に設定する予定です。

3. 青梅産業観光まつりへの出展

(1) 目的

- 青梅市地域公共交通計画に示されている施策「(9)市民の利用促進」の取り組みとして、公共交通の状況や重要性を周知し、市民の公共交通に対する意識改革を促すとともに、相互理解のもとでファンを増やし、公共交通の利用を促進させるために、集客力の高い青梅産業観光まつりに出展して、青梅市の公共交通をPRします。

昨年度開催の第56回青梅産業観光まつりでの出展の様子



出展ブース(公共交通コーナー)への来場の様子

(2) 概要(案)

- 日時: 令和6年11月3日(日)午前10時から午後3時まで
- 出展場所: 青梅市役所本庁舎内
- 支援: 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
- ポスター展示(いずれもA0サイズ)
 - ・ 青梅市地域公共交通計画
 - ・ 公共交通の利用促進
 - ・ 公共交通に関する心のバリアフリー
- 配付資料
 - ・ 青梅市地域公共交通計画【概要版】
 - ・ 青梅市公共交通ガイド
 - ・ 河辺町1～3丁目地区グリーンスローモビリティ実証運行のリーフレット
- その他展示、アクティビティ等
 - ・ 乗り物顔出しパネル
 - ・ シール貼りアンケート
 - ・ ペーパークラフト
 - ・ モビリティ・マネジメントアンケート